

が生まれた背景と理念は明らかに異なっていることをまずは押さえておく必要があるでしょう。

3.3.2 CEFR の性質：その隠された意図

しかしながら、欧州評議会の言語政策局の掲げている5つの理念が存在するにもかかわらず、現実的にはCEFRに採用されている言語のなかには、ヨーロッパに存在する移民の言葉や文化の全てが参照されてはいません。たとえば近年になって、ロマニ語や手話言語についての参照枠への取り組みが進みつつあるものの、その他の少数民族の言語やアフリカや中東の言語は、参照しきれていません。そのため現実的にはアフリカや中東地域等からの全ての移民の人々の背景は考慮されているとは言えません。

むしろCEFRとは、どのような背景を持つものであっても、そのCEFRに準拠する言語を使って社会的行為ができるのであれば、それぞれの背景は問われることなく、いわゆるヨーロッパ的な価値観に基づいた人々によるヨーロッパ的価値観に基づいた社会作りが(暗黙知として)目指されているとはいえるでしょう。

言い換えれば、同一人物の内部に複数の言語や文化を内在させヨーロッパ的な社会的行為ができるといった複言語主義を体現することが目指されています。その一方で、その評価基準に達していない人々はあるコミュニティにおいては、実質、排除することが可能になります。たとえばB1、B2といったあるレベルの言語能力に達していないと判断された人物は、ある組織やコミュニティへの進学や就職といった希望が果たされず、実質、排除・排斥される可能性があります。

このようなCEFRにおける「枠組み」とは一見、包括を目指しているように見えますが、実質的には、排他的な要素を兼ね備えている特性があることを私たちはまずは念頭におく必要があるでしょう。それでは、その「枠組み」の特質を「日本語教育の参照枠」にあてはめてみるとどうなっていくのでしょうか。